

新型コロナウイルス感染流行に伴う税務・財政支援政策

新型コロナウイルスの感染流行により、企業活動はおろか人の移動・物資の流通に多大な影響を及ぼしていますが、感染流行予防・治療を促進するとともに、企業活動を支援するため、中国政府、各地地方政府が税務財務面での支援政策を公表しています。

■ 2020年2月税務申告期限の再延長

2020年の春節休暇が延長された際に2020年2月の税務申告期限は2月24日(月)までに延長されていましたが、この度国家税務総局より、これをさらに2月28日(金)まで再延長する旨が通知されました(2020年2月17日国家税務総局 税総函[2020]27号)。

これにより会社の操業開始が遅れて1月分の決算処理対応ができていなかった企業の財務担当者にとっても作業時間に多少の余裕ができることになりました。

■ 企業負担部分の社会保険料の段階的免除、住宅積立金の支払い延期政策の実施

1. 会社負担部分の社会保険料の納付免除

國務院は企業の社会保険負担の軽減に関する政策を決定しました。

この決定を踏まえて、2020年2月20日に人力資源社会保障部、財政部、税務総局が連名で「企業の社会保険料を時限措置として減免することに関する通知(人社部発[2020]11号)」を発表しています。

(1)湖北省を除くすべての省は、中小微企業の2月から5か月を超えない期間についての企業基本養老保険、失業保険、労災保険の会社負担部分の免除することができる。

大企業は2月から3か月を超えない期間についてこれらの負担を半減することができる。

(2)湖北省は、2月から5か月を超えない期間について、すべての企業に対してこれらの負担について免除をすることができる。

※ 対象期間については、個人負担部分のみを従業員から預かって納付することになります。

2. 社会保険料納付の免除対象となる「中小微企業」の範囲

上記の会社負担部分の社会保険料免除の適用を受けることができる「中小微企業」の範囲は確認の必要がありますが、2011年6月に工業・信息化部、国家統計局、国家発展改革委員会、財政部が連名で発表した工信部聯企業[2011]300号では業種別の中小微企業は下記のように規定しています。

工業：従業員1000人未満 営業収入4億人民元未満

(二つの指標のいずれかひとつに該当。以下同じ)

卸売業：従業員200人未満 営業収入4億人民元未満

小売業：従業員300人未満 営業収入2億人民元未満

飲食業：従業員300人未満 営業収入1億人民元未満

ソフトウェア・情報技術サービス：従業員300人未満 営業収入1億人民元未満

リースおよび商務サービス：従業員300人未満 資産総額12億人民元未満

※ 建築業・交通運輸業・倉庫保管業・郵政業・宿泊業・情報伝送業・不動産開発系営業・物業管理業についてはそれぞれ基準が設けられています。

※ 上記以外のその他の業種：従業員300人未満

この基準で見ると、かなり多くの企業がこの政策の恩恵を受けられるものと思われます。天津市では社会保険局が対象となる企業の名簿を作成して HP に掲載するようですので、そのリストに名前があれば、免除を受けられるということになります。

対象となる企業の3月納付の会社負担分の社保については納付する必要はなく、個人負担分のみを納めることとなりますが、その納付方法については社会保険事務所で確認をする必要があります。また、支払済の2月分については天津では自動的に還付されるようです。

3. 住宅積立金の納付期限の猶予

また、国務院では企業に対して、6月まで住宅積立金支払い猶予の申請をすることを認めること、またこれとは別に当該期間中において、労働者が感染流行の影響を受け通常の返済ができなかった住宅公積立金からの借入金について延滞処理を行わないことを明らかにしています。

■ 地方政府による失業保険料の還付・社会保険料の補助金支給など

感染流行による影響が大きく、一時的に生産・運営が困難が見込まれるような状況でも、人員削減をしなかった、または人員削減が少ない社会保険加入企業に対しては、失業保険料の還付や社会保険料の補助金を支給するような政策を発表している地域もあります。

詳細、そのほかの政策については別添の資料をご参照ください。

2020年2月

北京大野木マイツ諮詢有限公司

天津大野木マイツ諮詢有限公司

以上